

# 令和８年度第１回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会会議録

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議題        | <p>１ 副委員長の選出について</p> <p>２ 報告</p> <p>（１）令和７年度第２回推進委員会におけるご意見等について</p> <p>（２）障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針の見直しについて</p> <p>３ 議題</p> <p>（１）第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画骨子案について</p>                                                                                                                                                         |
| 日時        | 令和８年６月１２日（金） 午後２時５分から午後３時２０分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 場所        | 茅ヶ崎市役所分庁舎５階 特別会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 出席者       | <p>松為委員長、丸山副委員長、西表委員、成島委員、高丸委員、作間委員、上杉委員、菅野委員、平岡委員、鈴木委員、柴田委員、長谷川委員、菊地委員、横山委員、瀬川委員、渡部委員、田中委員、安田委員</p> <p>（欠席委員）</p> <p>峯尾委員、湊委員</p> <p>（事務局）</p> <p>吉川福祉部長、鈴木課長、大八木主幹、須田課長補佐、前田課長補佐、井上課長補佐、池元主査、鈴木副主査、松原主任、小田主任</p>                                                                                                 |
| 会議資料      | <p>次第</p> <p>資料１ 令和７年度第２回推進委員会におけるご意見等について</p> <p>資料２ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要</p> <p>資料３－１ 第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画 構成案</p> <p>資料３－２ 第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画 基本方針・施策の方向性案</p> <p>資料３－３ 第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画 骨子案</p> <p>参考資料１ 会議要旨</p> <p>参考資料２ 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則</p> <p>参考資料３ 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会委員名簿</p> |
| 会議の公開・非公開 | 公開                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 非公開の理由    | －                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 傍聴者数      | ０名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## ○事務局（鈴木課長）

それではただいまから令和８年度第１回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

本日は、事前に欠席のご連絡をいただいております委員もいらっしゃいますが、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第５条第２項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいているため、会議は成立となります。

それではこの後の議事につきましては、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第５条第１項の規定により、松為委員長に進めていただきます。松為委員長よりお願いいたします。

○松為委員長

皆さんよろしくお願いします。皆さんの活発なご意見、意見交換をお願いします。

それでは本日の議題に入っていきます。まずは次第Ⅰ、「副委員長の選出について」です。副委員長であられた瀧井委員に委員の交代がありましたので、副委員長の選出を行わせていただきます。「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第4条第Ⅰ項」において、互選により定めるとの規定がございます。自薦、他薦があれば、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○上杉委員

丸山委員は、今回交代により委員になりましたが、これまで茅ヶ崎手をつなぐ育成会での活動実績もございますので、瀧井委員に引き続き育成会から選出の丸山委員を推薦したいと思います。

○松為委員長

はい、ありがとうございます。ただいま、上杉委員より副委員長に丸山委員の推薦がありました。他にありますでしょうか。

ないようですので、丸山委員に副委員長をお願いしたいと思います。席の移動をお願いいたします。

丸山副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○丸山副委員長

手をつなぐ育成会の丸山と申します。前任の瀧井委員より引き継ぎました。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○松為委員長

次に次第Ⅱの報告事項（Ⅰ）「令和7年度第2回推進委員会におけるご意見等について」、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（鈴木副主査）

報告事項（Ⅰ）、令和7年度第2回推進委員会におけるご意見等についてご報告させていただきます。資料Ⅰをご覧ください。こちらの資料は、前回の令和7年度第2回推進委員会においてご質問等について、お答えしきれなかった部分がございますので、追加で調査等をした結果になります。まず、Ⅰ番、療育手帳の所持者が増加しているが、その増加は発達障がいに関係したものなのか。というご質問に関してです。

療育手帳の判定は基本的に知能指数によってなされるため、その方が発達障がいであるかといった情報は持ち合わせていません。しかしながら、障がいの程度をより詳しく見ると、神奈川県では、B2をⅠ項とⅡ項に分けており、そのうちⅡ項は、知能指数が境界線で精神科医によって自閉症と診断された方としていることから、発達障がい者と完全に一致はしないものの、近似的な指標として調査をしました。

その結果が（Ⅱ）のグラフです。一番下の実線で推移しているものがB2のⅡ項となり、令和4年度の156人から令和7年度の215人に増加しており、療育手帳所持者の増加要因の一つとなっています。ただし、他の程度でも同程度の増加を示していることや、グラフ上で一番上の点線で推移しているB2のⅠ項はより大きな増加を示していることから、発達障がい者の増加は療育手帳の増加の一因となっているが、主要因とは言い切れないと考えら

れます。

続いて2番、サービスの利用実績について、実績には表れにくい、希望したが利用できなかった方などを含めたニーズなどを把握することは可能かというご質問に関してです。

こちらに関して、前回の委員会でご説明したとおり、昨年度実施した当事者アンケート調査から、「障害福祉サービス等の利用で困ったことはあるか」という質問に対して、「希望通りの時間や日数の利用ができない」という選択肢を設けました。前回の委員会では、14.5%の方がその選択肢を選択しているとご説明させていただきましたが、(1)は更に利用していると回答したサービスごとにクロス集計したことになります。

続いて(2)をご覧ください。(2)は、その利用ができなかった要因を更に利用サービスごとにクロス集計したものです。回答者数が35件であり、全体傾向としてとらえるには不安があることや、本市で現在支給決定していない自立生活援助を選択していることなどありますが、35件の内17.1%の方が「希望通りの時間や日数を市が認めてくれなかった」と回答しています。

また、「事業所と希望通りの時間や日数で契約できなかった(40.0%)」、「利用できる事業所が見つからなかった(17.1%)」と合計57.1%の方が支給決定されたものの、事業所との調整などにおいて支給量を利用できていない状況にあることがわかります。

今回の調査ではその利用できなかった量がどの程度なのかまでは至っておりませんが、こういった状況にあることは把握できました。

次期計画でのサービスの利用見込み量等の算出にあたっては、国の指針で示されている実利用量だけでなく、支給決定量も考慮するなど考えられますので、今後予定されている県や他市町村との計画担当者会議などで、他市町村の算出方法を確認し、検討していきたいと思っています。

報告事項(1)に関しての説明は以上になります。

#### ○松為委員長

ありがとうございました。

では皆様、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

#### ○上杉委員

今回、このような資料を作成していただきありがとうございます。その中で、質問がございました。資料1の2ページの「(1) 障害福祉サービス等の利用で困ったこと」についてです。この表の一番左側の縦に「利用しているサービス別」と書いてあります。例えば、居宅介護のサービスを1時間でも現在利用出来ている方の数が計上されているものと思います。ということは、最初から居宅介護サービスの事業者に断られてしまい、サービスを利用できなかったという方のニーズは入っていないものかなと思いますがいかがですか。

#### ○事務局(鈴木副主査)

はい、その認識で合っています。前段の質問で、「今、利用しているサービスは何ですか」という聞き方をしております。その回答をもとにクロス集計した結果になります。

#### ○上杉委員

サービスを利用できなかったニーズについて、相談支援事業所は把握しているのではないかと思います。実際はいかがでしょうか。

○安田委員

実際にこれまで、サービスを利用できなかったことについての相談の記録はあります。しかし、「希望したけれど利用できなかった人数」や「どれくらいサービス量が不足しているか」という形で整理したデータとしては持っておりません。

○上杉委員

他の相談支援事業所も同様でしょうか。

○瀬川委員

同様の回答になります。

○上杉委員

私は、サービスを利用できなかったニーズを把握することが今後必要ではないかと思っています。今後、茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画を策定する際には、その部分も含めて考えていただけるとありがたいです。

○松為委員長

ありがとうございます。

今後の計画策定において、実際の利用量だけではなく、利用したいけれど利用できていないという部分をどう把握していくかということですね。

他にご意見ご質問等はございますか。他よろしいですか。

それでは、報告事項（２）、「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針の見直しについて」、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（大八木主幹）

報告事項（２）障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針の見直しについて、ご説明させていただきます。

前回会議でもご説明しましたが、委員の変更もございましたので、まず前提として、本市障がい者保健福祉計画について、ご説明させていただきます。第７期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の５ページをご覧ください。

本市の計画は、障害者基本法に基づく、「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定しているものです。

この「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」については、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき３年ごとに見直しがされる国の基本指針に即して、市町村が策定することとなっており、本市の現行計画では、第４章及び第５章にあたります。

それでは、資料２をご覧ください。

資料２につきましては、令和８年３月３１日に告示されました「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正後の概要となっております。

令和７年度第２回の前回会議におきましては、案の時点でお示ししておりますが、その内容から変更はありません。

今回の見直しによって新たに加わった項目については、【新規】と記載されております。

【新規】の項目において、神奈川県が成果目標・活動指標として設定すべきものと、市町村

が成果目標・活動指標として設定すべきものがあり、神奈川県と調整し、本市が設定すべきものは資料２で黄色に着色しています。具体的な目標値については、今後、県域の調整会議での意見交換等を通じて設定し、次回８月の会議において素案の中でお示しする予定です。

【新規】の中で前回会議でも触れました３ページの成果目標⑥相談体制の充実・強化等に「相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和１１年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】」ことが盛り込まれました。この目標値の設定については、国からも協議会の意見を踏まえることが示されているため、茅ヶ崎市自立支援協議会相談支援部会と調整を図ります。先日の第１回の相談支援部会で概要をお伝えしておりますので、次の第２回の部会で具体的な目標値の設定について、意見交換をしたいと考えております。

報告事項２に関する説明は以上になります。

○松為委員長

ありがとうございました。

では皆様、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

○鈴木委員

「望まないセルフプランをゼロにする」ということですが、これは計画相談支援を希望している方については、全員計画相談支援につなげるという認識でよろしいでしょうか。また、相談支援事業所の足りていない現状があると思いますが、現在は、改善されているのでしょうか。

○事務局（大八木主幹）

まず、「望まないセルフプランをゼロにする」ということは、基本的にはそのような認識になります。本人や家族が希望しているのにも関わらず、相談支援事業所が見つからないなどの理由でセルフプランになっている状況を解消するという趣旨になります。

もう一つの相談支援事業所の数については、大きく増加している状況ではありません。また、相談支援専門員の確保も課題となっております。本市では、セルフプラン率が全国的に見ても高い状況にあるため、そのような部分の改善も含め、相談支援体制の強化については、次期計画の中でも重要な課題として整理していきたいと考えております。

○松為委員長

他にご意見ご質問等はございますか。

○横山委員

資料３の３ページの成果目標⑥相談体制の充実・強化等についてです。その中で、地域診断について確認をしたいのですが、これは計画を策定する前に行うものなのか、それとも計画期間中に体制強化というものを図っていくために行うもののでしょうか。

○事務局（大八木主幹）

地域診断については、市町村から国へあげた質問の中で、国の回答は、「例えば障がい種別ごとや年齢ごとといった基本的な傾向分析や、セルフプランの希望割合が多い地域の要因分析などが考えられる。」と記載されておりました。５月に相談支援部会の中で、障がい者手帳の所持者数の傾向、サービス受給者数、セルフプランの件数、相談支援事業所の数や相談支

援専門員の人数をお示ししておりますので、次回の相談支援部会でその部分を分析し、必要な施策や目標値の設定について議論いただこうと思っております。

○松為委員長

他にご意見ご質問等はございますか。他よろしいですか。

それでは、次第3議題に入ります。議題（1）「第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画骨子案について」、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（小田主任）

議題（1）第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画骨子案について、ご説明させていただきます。

まず、資料の説明をさせていただきます。資料3-1が章立てに関する構成案です。次に資料3-2が基本方針と施策の方向性の案です。そして、資料3-3が資料3-1と資料3-2の構成を基に、内容を肉付けした骨子案となります。

今回、ご提示させていただいているのは、今後計画を策定していくにあたって、柱となる部分となります。この場で皆様より頂いたご意見を基に、計画を策定するための構成を定め、次回の推進委員会では構成に沿った内容をすべて記載した素案をご提示する予定となっております。なお、資料3-1から資料3-3までご説明させていただいた後、皆様からのご意見を資料ごとに頂ければと思います。

それでは、資料内容について、説明させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。こちらは章立てに関する構成案として、右側が現行計画の構成で、左側が次期計画の構成となっており、大きく変化のあった部分を矢印でお示しております。基本的には、現行計画を踏襲しておりますが、右側の現行計画をベースに上から説明させていただきます。

まず、第1章の「本計画の概要」、第2章で「本計画の基本的な考え方」としております。第1章で全体像を伝えた後、第2章で実際に策定するにあたっての考え方を示すという整理で、それぞれにあてはまる情報を現行計画から移動して整理しております。具体的に申し上げますと、現行計画の第1章第3節の1～2項を次期計画の第2章「本計画の基本的な考え方」へ移動、3項のSDGsを第1章「本計画の概要」へ移動しております。また、現行計画の第6章の「本計画の推進」は次期計画の第1章「本計画の概要」へ移動しております。

次に、現行計画の第2章「本市への障がい者の現状と将来推計」についてですが、次期計画では資料編へと移動しております。第1章の中で要点を整理して傾向等を記載し、計画の基礎情報となる詳細情報については、後ろの資料編にまとめ、市民の関心の高い施策の内容を前に出すことで、市民の皆様が読み進めやすい流れになることがねらいです。

次に、現行計画の第3章の内容については、次期計画では第3章と第4章に分割しています。現行計画では、各施策の方向性ごとに課題と施策をまとめて記載していたところを、次期計画では第3章で施策の方向性ごとに課題を抽出し、次の第4章でそれらの課題に対応する施策について、施策の方向性ごとにまとめる流れとしております。課題と施策で、テーマを絞って記載していくことで、市民の皆様が次期計画期間中に取組むべき施策が分かりやすくなり、より読みやすい計画となることを目指しています。以上が全体の構成に関する変更点となります。

次に、資料3-2をご覧ください。こちらは基本方針と施策の方向性についての案です。

現行計画で掲げております「基本理念」や「本市の目指す将来像」は、次期計画でもそのまま継承しておりますが、それらに紐づく基本方針と施策の方向性のみ再整理させていただ

きました。

資料の見方としては、右側が現行計画、左側が次期計画の案になります。それぞれの施策の方向性の先頭についている①等は、現行計画の順番になり、現行計画と次期計画で同じ施策の方向性を同色で着色しております。また、次期計画の施策の方向性のところに、括弧書きで記載しているものは、現行計画の施策の方向性の名称を記載しており、変更前の表現がご確認いただけます。

変更内容について説明いたします。まず、基本方針ですが、現行計画の方向性は継承しつつ、施策内容との紐づきがより分かりやすくなるように、施策の目的や生活の場面ごとに「理解・権利擁護」、「情報提供・相談」、「地域での暮らし」、「教育・福祉サービス」、「社会・地域とのつながり」に再編し、6つから5つの基本方針に変更しております。また、その中の「権利擁護」については、共生社会の推進の基盤となる重要なテーマと捉え、基本方針Ⅰに設定しています。

そして、それらの基本方針に紐づくように施策の方向性を再整理しております。施策の方向性の数や意味合いは継承しておりますが、伝わりづらい表現が含まれていたため、表現を見直しています。例えば、現行計画の「育てる」は、「人材を育てる」に変更しており、誰のためのどのような支援なのかが市民に分かりやすくなるよう、支援者側を主語とした表現に統一しております。

次に資料3-3をご覧ください。こちらは、資料3-1、資料3-2を実際の計画に反映した骨子案になります。各章・節・項目までの骨子を記載しており、それぞれの詳細な文章についてはまだ記載していない状態です。順番の入れ替えはあるものの、基本的には現行計画の内容を継承していく予定です。現行計画と異なる箇所としては、5ページの第3章と6ページの第4章です。今までのページ構成と異なる部分ですので、イメージをつかんでいただければと思います。以上が資料3-1、資料3-2、資料3-3の全ての説明となります。

最後に、冒頭で申し上げましたとおり、今回提示させていただいているのは、今後計画を策定していくにあたって柱となる構成部分ですので、次の素案の策定にうつるためにも、本委員会でご意見をいただき、構成を確定してまいりたいと考えております。つきましては、お気づきの点やご意見などがございましたら、ぜひ教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

議題（Ⅰ）に関する説明は以上になります。

#### ○松為委員長

ありがとうございました。

ご意見等は、議論が整理できるように、資料ごとにお受けします。まず、資料3-1の「構成案」について、皆様、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

#### ○安田委員

今回、資料を拝見して、以前の計画よりもかなり整理されていて、読みやすくなっている印象を受けました。特に、現状や課題と施策を分けて整理するという考え方は良いと思います。また、生活に即した分かりやすい章立てになっているとも感じました。

#### ○松為委員長

他にご意見ご質問等がございますか。ないようでしたら、資料3-2の「基本方針・施策の方向性案」について、皆様、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

○上杉委員

全体的な方向性については、現行計画よりわかりやすくなっていると思います。基本方針Ⅰに「理解を深める」、「人権を守る」を設定したことは非常に良いと思います。ただ、「理解を深める」や「人権を守る」を行う主体は、障がい当事者ではなく、市民です。障がい者保健福祉計画は障がい者のことを書いてあるのですが、訴える先は市民ということを考える、理念などを具体的に書いてほしいと思います。前回の委員会でも発言しましたが、新しい概念として合理的配慮という考え方が出てきています。それを市民の方にも実行してもらいたいです。それが結果として、「人権を守る」につながると思います。具体的に何をするのかが見える計画になると良いと思います。

○事務局（小田主任）

ありがとうございます。今のご意見のとおり、今回の計画では、「理解」という部分について、単に知識を得るということではなく、障がいのある方への配慮や地域での支え合いにつながるような内容にしていきたいと考えております。

また、資料３－１の部分にもなりますが、第３章、第４章のイメージですが、第３章では、こういった問題があり、こういったところに取り組んでいかなければいけないということをもとめさせていただいて、第４章ではそれぞれがどういうことができるか、誰に対して働きかけていけるかというところを記載していければと考えております。

○上杉委員

内容は理解できました。そのうえで、具体的にどういう行動をするかということをはっきりやすく記載してほしいと思います。

○松為委員長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○事務局（大八木主幹）

本日は、骨子案をお示ししたということで、中身が記載されていないものになります。次回以降の委員会の中で、実際に記載された素案について議論をしていただくこととなります。本日、上杉委員の発言された視点を持って素案の作成をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松為委員長

ありがとうございます。他にご意見ご質問等はございますか。ないようでしたら、資料３－３の「計画骨子案」について、皆様、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

○安田委員

今回、基本方針の整理の仕方は大変分かりやすいものであると感じております。次期計画についても、障がい当事者の方々が読みやすい形で作成していただけると非常に良いのではと感じました。

○事務局（鈴木副主査）

次期計画について、本編とは別に「わかりやすい版」を別に作成する予定です。その中で、市が提示した案の中で、ぜひこういった表現の方が良いのではというご意見があれば、



委員の皆様からもいただければと思っております。

○上杉委員

「わかりやすい版」を作成していただけることは感謝しております。その作成の中で、何か指標にされているものはありますか。

○事務局（大八木主幹）

今回、次期計画策定にあたり、コンサルを入れております。そのコンサルと相談し、意見をいただくとともに、他自治体の事例も見ながら作成が出来ればと考えております。その中で、委員の皆様にもご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松為委員長

ありがとうございます。他にご意見ご質問等はございますか。ないようでしたら、事務局より、補足事項をお願いします。

○事務局（松原主任）

事務局より一点ご提案です。

第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画を見ていただくと分かりますが、例えば39ページをお開きください。こちらに記載している実施する主な事業について、そのほとんどが市が実施するものとなっております。

この計画に掲げた施策は、市だけではなく、各団体、連絡会、事業所等も一緒に取り組むことにより、目指す将来像に近づけるのではないかと考えています。市だけではなかなか出来ないこと、難しいこと、みなさんの団体等だからできることなどもありますので、この計画期間で施策の方向性に沿って、それぞれのご所属で出来ることなどをお考えいただき、次の第2回推進委員会の際にお話しただけませんか。新たに何かを企画するのではなく、現在取組まれていることなどで構いません。

実際に計画に記載するのか、また、記載するとすればどのように記載するのかなどは継続して検討する必要があるとは考えておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○松為委員長

事務局より提案がありました。委員の皆様は各団体に持ち帰って意見をまとめたものを次の推進委員会で発表していただければと思います。事務局補足はありますか。

○事務局（鈴木副主査）

趣旨としましては、現在、第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画で記載させていただいている実施する主な事業が、一部茅ヶ崎市社会福祉協議会などの団体の記載はありますが、その多くは市の担当課が主体となる事業のみが記載されている形になっております。各委員の皆様のご立場から出来ることがあると事務局は思っておりますので、ぜひご提案をいただいて、次期計画に記載したいと考えております。

○松為委員長

ありがとうございます。行政主体ではなく、茅ヶ崎市全体としての計画を作成していきたいということですね。趣旨は理解しました。他にご意見ご質問等はございますか。

○横山委員

計画作成について、行政だけでなく地域全体で作っていくという考えは、地域福祉プランの中にもあります。地域全体で、障がいに対してどういうふうになれば良くなるのかなどを一緒に考えていくというところがあると思うので、地域福祉プランなども参考にしながら、次回の委員会の中で意見を持ち寄るのはいいのではないかと思います。

○松為委員長

ありがとうございます。他にご意見ご質問等はございますか。

○上杉委員

行政が出来なくて、団体が出来るものに評価というものがあります。そのような取組をしていることでもよいのですか。

○松為委員長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

一点確認ですが、団体として評価をしているという意味合いですか。

○上杉委員

そうです。

○松為委員長

ありがとうございます。他にご意見ご質問等はございますか。

○柴田委員

先ほどいただいた提案について、茅ヶ崎市自立支援協議会の方にどのように説明をすれば良いか悩んでいるのですが、何かいい提案はありますか。

○松為委員長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

ありがとうございます。茅ヶ崎市自立支援協議会へは、昨年度各部会にヒアリングにお伺いさせていただいております。その中で、部会としてできることなども聞き取らせていただいておりますので、そのことを中心に整理をさせていただければと考えております。

○柴田委員

もし可能であれば、茅ヶ崎市の計画担当の職員に運営会議に出席していただいて、説明をしていただければと思うのですが、協力していただけますか。

○事務局（鈴木副主査）

はい、出席させていただきます。

○松爲委員長

ありがとうございます。

その他に委員の皆様より何かございますか。

ないようでしたら、以上を持ちまして令和８年度第Ⅰ回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を終わりたいと思います。